

町制施行 50 周年記念 ロゴマークを募集します

坂祝町は、平成 30 年 10 月 1 日に町制施行 50 周年を迎えることから、平成 30 年度（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月）に各種記念事業を実施します。そこで、記念事業の実施にあたり、50 周年を効果的に P R するため、ロゴマーク（シンボルマーク）を募集します。

■応募資格

坂祝町に関心を持ち、愛着を感じている方ならどなたでも応募できます。
プロ・アマチュアを問いません。

■募集期間

平成 29 年 10 月 20 日（金曜日）から平成 29 年 12 月 15 日（金曜日）まで
※郵送の場合は当日消印有効。

■応募内容

町制施行 50 周年を印象付け、記念事業を効果的に P R するロゴマーク

■募集条件

- (1)町制施行 50 周年であることを印象付け、「町民の一体感」や「町の特色」が感じられるなど魅力あふれるものであること。
- (2)自作の未発表作品であること。
- (3)応募者に著作権が属しているものであること。
- (4)色数は自由とする。

■応募点数

制限なし。ただし、ロゴマークは応募用紙 1 点につき 1 作品までとします。

■応募方法

必要事項を記載のうえ、用紙により応募（電子データによる応募も可）。

【必要事項】

氏名、年齢、住所、性別、職業（学生の場合は学年）、連絡先（電話番号・Eメールアドレス）、ロゴマークの説明（200 字以内）。ただし、年齢、性別、職業、Eメールアドレスの記入は任意とします。

(1) 用紙による応募

所定の用紙あるいは、応募用紙に準じた様式（A 4 サイズ）を使用し、必要事項を記入のうえ総務課へ提出（郵送可）。なお、ロゴマークは、縦横 15 センチメートル以内とする。

(2) 電子データによる応募

ロゴマークのデータ (JPEG、GIF、PNG 形式のいずれか) と必要事項を記載したデータ (WORD、EXCEL、PDF) を E メールにより提出、もしくは保存した CD-R 等を郵送または持参。

※応募用紙は町ホームページからダウンロードできます。

※応募用紙及び CD-R 等は返却しません。

※制作、郵送料等の応募に係る費用は、応募者の負担とします。

■ 応募・問い合わせ先

〒505-8501 岐阜県加茂郡坂祝町取組 4 6 - 1 8

坂祝町役場 総務課 50 周年係 宛

電話 0574-26-7111 / FAX 0574-27-1808

E メール kikaku@town.sakahogi.gifu.jp

※E メールで応募する場合は、件名「坂祝町ロゴマーク応募」としてください。

■ 賞品

(1) 最優秀賞 1 点 全国百貨店共通商品券 3 万円分

(2) 優秀賞 2 点 全国百貨店共通商品券 1 万円分

■ 審査

(1) 審査は、坂祝町が定めた推進委員会で決定します。

(2) 受賞者には、結果を直接通知し、広報さかほぎ及び町ホームページで、受賞者の住所（都道府県市町村まで、ただし町内居住の方は行政区）と氏名を公表する予定です。受賞者以外の方には、この公表をもって結果通知に代えることとします。

■ その他

(1) 受賞作品の使用に当たっては、若干の変更、修正または白黒での使用等をする場合があります。

(2) 受賞者は、応募作品の受賞と同時に、坂祝町に対して当該作品の著作権を譲渡するものとします。

(3) 受賞作品に関する一切の権利は坂祝町に帰属し、使用に係る対価は無償とします。

(4) 受賞者は、坂祝町が当該作品を使用するに当たって、著作者人格権を行使しないものとします。

(5) 受賞者と坂祝町は、受賞作品に選考されたことを条件に、上記(1)及び(2)を内容とする著作権譲渡契約を締結したものとみなします。

(6) 受賞発表後、既に発表している作品と同一、もしくは類似の作品、または他の著作権を侵害していることが明確となった場合は、受賞決定後であっても取り消すことがあります。

(7) 第三者に権利侵害等で損害を与えた場合は、坂祝町は一切の責任を負いません。また、坂祝町が損害を被った場合は、応募者が損害補償をするものとします。